

大阪府行政不服審査会運営要領の改正案について

【改正点】

その 1 審査請求事件に係る第 1 回目の部会開催時に口頭意見陳述申立書が未提出であっても、第 1 回目の部会において口頭意見陳述の実施の可否を事前に決定することができる規定を設置。(第 6 条)

その 2 準用規定の記載、その他規定整備を行う。(第 4 条、第 5 条、第 7 条)

【施行日】

平成 31 年 1 月 23 日

改正後 (案)	改正前
<p>(主張書面等の提出期限の通知)</p> <p>第 4 条 会長又は部会長は、審査会又は部会における調査審議の効率的な遂行に資するため、審査会又は部会の会議の開催に先立ち、<u>法第 81 条第 3 項において準用する法第 76 条に規定する主張書面又は資料</u> (以下「主張書面等」という。) を提出すべき相当の期間 (以下「主張書面等の提出期限」という。) を定めることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前 2 項の規定により主張書面等の提出期限を定めたときは、会長又は部会長は、<u>法第 81 条第 3 項において準用する法第 74 条に規定する審査関係人</u> (以下「審査関係人」という。) に、書面により通知する。</p>	<p>(主張書面等の提出期限の通知)</p> <p>第 4 条 会長又は部会長は、審査会又は部会における調査審議の効率的な遂行に資するため、審査会又は部会の会議の開催に先立ち、<u>法第 76 条に規定する主張書面又は資料</u> (以下「主張書面等」という。) を提出すべき相当の期間 (以下「主張書面等の提出期限」という。) を定めることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前 2 項の規定により主張書面等の提出期限を定めたときは、会長又は部会長は、<u>法第 74 条に規定する審査関係人</u> (以下「審査関係人」という。) に、書面により通知する。</p>
<p>(審査会又は部会の開催前の調査等)</p> <p>第 5 条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 審査関係人に対し、<u>法第 81 条第 3 項において準用する法第 75 条第 1 項本文の規定による意見の陳述</u> (以下「口頭意見陳述」という。) の申立てを行う意思の有無を確認すること。</p> <p>2 - 3 (略)</p>	<p>(審査会又は部会の開催前の調査等)</p> <p>第 5 条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 審査関係人に対し、<u>法第 75 条第 1 項本文の規定による意見の陳述の申立てを行う意思の有無を確認すること。</u></p> <p>2 - 3 (略)</p>
<p>(口頭意見陳述の事前決定等)</p> <p>第 6 条 審査会又は部会は、<u>調査審議の効率的な遂行に資するため、口頭意見陳述の申立て</u> (補佐人の同伴の許可に係る申立てを含む。 (以下「当該申立て」という。)) が</p>	

<p><u>あった場合に当該口頭意見陳述を行う旨（補佐人の同伴の許可を行うか否かを含む。）を、当該申立てに先立ち開催される審査会又は部会の会議において決定することができる。</u></p> <p><u>2 口頭意見陳述を行う者の人数は、補佐人を含め5人以内とする。ただし、審査会又は部会が必要と認めるときは、この限りでない。</u></p>	
<p>(指名委員による調査等)</p> <p><u>第7条 法第81条第3項において準用する法第77条の規定に基づき、法第81条第3項において準用する法第74条の規定による調査をさせ、又は口頭意見陳述を聴かせる委員は、部会に属する委員のうちから、当該委員に行わせる当該調査又は口頭意見陳述ごとに、当該部会長が指名する。指名する委員を変更する場合も、同様とする。</u></p>	<p>(指名委員による調査等)</p> <p><u>第6条 法第77条の規定に基づき、法第74条の規定による調査をさせ、又は法第75条第1項本文の規定による意見の陳述（以下「口頭意見陳述」という。）を聴かせる委員は、部会に属する委員のうちから、当該委員に行わせる当該調査又は口頭意見陳述ごとに、当該部会長が指名する。指名する委員を変更する場合も、同様とする。</u></p>
<p>第8条—第12条 (略)</p>	<p>第7条—第11条 (略)</p>